

議題（１） 諮問事項について

①～③ 条例の見直しについて

- 環境基本条例の見直し
- みどりの基本条例の見直し
- 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の見直し
- 条例の見直しに係る検討組織について
- 条例見直しスケジュール（予定）

1 環境基本条例の見直し

(1) 環境基本条例の目的

- 環境基本法第七条及び第三十六条に基づき、「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活を確保すること」を目的として、環境基本条例を平成8年4月に施行しました。

前文

- 条例制定の理由、本市の環境に対する基本的な考え方

第1章 総則

- 環境の保全・創造に関する基本的事項

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

- 環境の保全・創造に関する施策の基本方針

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

- 環境の保全・創造に関する施策等
- 環境基本計画(第9条)、年次報告書の作成・公表(第11条)

第4章 環境審議会

- 環境審議会の設置・運営に関すること

第5章 雑則

- この条例の見直しについて

1 環境基本条例の見直し

(2) 環境基本条例の見直し理由

- 環境基本条例第25条において、5年以内ごとの見直しを規定しているため。

環境基本条例 第25条（この条例の見直し）

この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、平成23年4月1日後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

平成23年
(2011年)
4月改正



平成28年
(2016年)
4月改正



令和3年
(2021年)
4月改正



令和6～7年度に見直し
必要に応じて条例改正

(3) 環境基本条例の見直しの考え方

- 現時点では条例の改正は想定していませんが、改正の必要性について、次回以降、事務局の考えをお示しし、委員の皆様からご意見等をいただく予定です。

2 みどりの基本条例の見直し

(1) みどりの基本条例の目的

- 昭和47年に緑地条例を制定
- 平成23年4月、緑地条例を廃止し、「みどり豊かな都市の実現とみどりの将来の世代への継承を図り、市民の健康で文化的な生活を確保すること」を目的として、新たにみどりの基本条例を施行しました。

前文

- 条例制定の理由、本市のみどりに対する基本的な考え方

第1章 総則

- みどりの保全・創造に関する基本的事項

第2章 みどりの基本計画

- みどりの基本計画の策定及びその内容等

第3章 みどりの保全及び創造のための基本的事項

- みどりの保全・創造に関する各種制度の整備
- 施策を行うに当たっての市の基本的な姿勢

第4章 みどりの保全及び創出のための施策

- みどりの保全・創出に関する各種制度や具体的な施策

第5章 雑則

- この条例の見直しについて

附則

- 緑地条例の廃止、緑地条例に基づく制度の経過措置等

2 みどりの基本条例の見直し

(2) みどりの基本条例の見直し理由

- みどりの基本条例第24条において、5年以内ごとの見直しを規定しているため。

みどりの基本条例 第24条（この条例の見直し）

この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

平成23年
(2011年)
4月施行



平成28年
(2016年)
4月改正



令和3年
(2021年)
4月改正



令和6～7年度に見直し
必要に応じて条例改正

(3) みどりの基本条例の見直しの考え方

- 現時点では条例の改正は想定していませんが、改正の必要性について、次回以降、事務局の考えをお示しし、委員の皆様からご意見等をいただく予定です。

3 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の見直し

(1) 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の目的

- 令和3年1月29日に「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し条例制定を明言
- 脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すとともに、様々な主体と連携して地球温暖化対策の取組を進めていくため、「地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保すること」を目的として、地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例を令和3年10月に施行しました。

前文

- 条例制定の理由、脱炭素社会への移行に向けた考え方

第1章 総則

- 地球温暖化対策に関する基本的事項

第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針

- 地球温暖化対策に関する施策の基本方針

第3章 地球温暖化対策に関する施策等

- 地球温暖化対策に関する施策等
- 地球温暖化対策実行計画の策定、年次報告書の作成・公表

第4章 雑則

- この条例の見直しについて

3 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の見直し

(2) 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の見直し理由

- 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例第18条において、施行日（令和3年10月1日）以後5年以内の見直しを規定しているため。

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例 第18条（この条例の見直し）

この条例は、その運用状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

令和3年(2021年)
10月施行



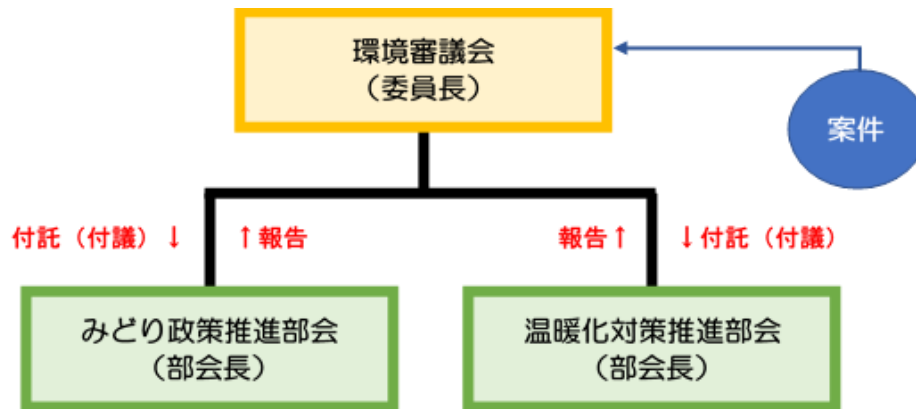
他の条例と足並みを揃え、条例制定から4年経過となる
令和6～7年度に見直しを行い、必要に応じて条例改正

(3) 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の見直しの考え方

- 条例の根幹となる理念については、現時点では見直しを想定していませんが、新たに追加すべき事項の有無など、改正の必要性について、ご意見をいただきたい。
- 次回以降、事務局の考えをお示しし、改めて委員の皆様からご意見等をいただきたい。

4 条例の見直しに係る検討組織について

- 環境審議会で調査・審議を行うにあたり、専門的かつ具体的な検討が必要な案件については、部会長への付託（付議）を行うこととしており、今回の諮問事項についても、以下の組織体制と役割分担によって審議・検討を実施



環境基本条例 第24条

5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

横須賀市環境審議会規則 第5条 (部会)

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

①環境審議会

- ・ 環境基本条例の見直し
- ・ 横須賀市環境基本計画2030の見直し

②温暖化対策推進部会

- ・ 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の見直し
- ・ ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプランの見直し

③みどり政策推進部会

- ・ みどりの基本条例の見直し
- ・ 横須賀しみどりの基本計画の策定

5 条例見直しスケジュール（予定）

令和6年度

令和6年12月

- 温暖化対策推進部会、みどり政策推進部会（見直しの方向性）

令和7年1～2月

- 第83回環境審議会（条例骨子案）

改正の
必要性を
判断

令和7年度

令和7年5月

- 第84回環境審議会（条例素案）

令和7年8月

- 第85回環境審議会（条例案）

令和7年10月

- 第86回環境審議会（**委員改選・委嘱**）
- ◇ パブリック・コメント手続

令和7年12月

- 第87回環境審議会
（パブリック・コメント手続結果報告、条例最終案、**答申**）

令和8年3月

- ◇ 条例改正に関する議案上程 ⇒ **条例改正**

令和7年
4～12月

各部会を
3回程度
開催予定

令和8年度

令和8年4月

- ◇ **条例施行**

○環境基本条例

平成8年3月27日

条例第26号

環境基本条例をここに公布する。

環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第8条)

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等(第9条—第23条)

第4章 環境審議会(第24条)

第5章 雑則(第25条)

附則

(平23条例12・令3条例13・一部改正)

私たちのまち横須賀は、三浦半島の中央部にあって、三方を海に囲まれており、首都圏に位置しながら比較的豊かなみどりと温暖な気候に恵まれています。そして、私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われてきた産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーの過剰な消費による環境への負荷を意識することなく社会経済活動や日常生活を営んできました。

しかし、この営みにより、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大や身近な自然の減少など都市の活動や生活に密接に関係する環境問題が発生しました。また、気候変動、オゾン層の破壊、生物多様性の喪失、海洋汚染等に係る問題など地球規模の環境問題も顕在化しています。これらの問題は、このままでは更に深刻化し、将来の世代にわたり取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあります。

もとより、すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことができない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

市民、事業者及び市は、この原則に基づき、生命及び生活の基盤となる限りある環境を守るため、環境の尊さを認識し、環境に対し調和と節度の心を持って、一体となって協働して行動しなければなりません。

この決意をもって、環境の保全及び創造により、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵

みを享受できる横須賀を実現するため、ここに、この条例を制定します。

(平23条例12・全改、令3条例13・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、行動の原則を基本理念として定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平23条例12・一部改正)

(他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市の環境政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

(平23条例12・追加)

(定義)

第3条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(平23条例12・旧第2条繰下)

(基本理念)

第4条 環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市が資源としての環境の有限性を認識し、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむことができるよう行わなければならない。

2 環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働により、行わなければならない。

3 環境の保全及び創造については、地球規模の環境問題を市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえて行わなければならない。

(平23条例12・旧第3条繰下・一部改正、令3条例13・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者及び市との協

働に配慮しなければならない。

(平23条例12・一部改正)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市民及び市との協働に配慮しなければならない。

(平23条例12・一部改正)

(市の責務)

第7条 市は、基本理念に基づき、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、市民及び事業者との協働により、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(平23条例12・追加)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

第8条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本として環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するものとする。

- (1) 丘陵地及び斜面地の緑、自然海岸、自然島等の自然の豊かさ並びにがけ地、活断層等の自然の厳しさが共存する本市の自然環境に配慮して、人と自然が安全で安心して豊かに共生する環境を保全し、及び創出すること。
- (2) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、及び脱炭素社会への移行を進めること。

(平23条例12・旧第7条繰下・一部改正、令3条例13・一部改正)

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、横須賀市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、第24条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

（平23条例12・旧第8条繰下・一部改正、令3条例13・一部改正）

（環境への配慮等）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

2 市長は、前項の配慮を適切に実施するために、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市が環境の保全及び創造をするために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

（平23条例12・旧第9条繰下・一部改正）

（年次報告）

第11条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

（平23条例12・旧第10条繰下）

（総合調整等）

第12条 市は、次の各号に掲げる事項について総合的な調整を行うことにより、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討し、かつ、推進するものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある市の施策に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進に関すること。

（平23条例12・旧第11条繰下・一部改正）

（規制の措置）

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の

措置を講ずるものとする。

(平23条例12・旧第12条繰下)

(施設整備等の推進)

第14条 市は、環境の保全に資する廃棄物処理施設その他の公共施設及び良好な環境の保全と創造による快適な市民生活の保持に資する公園等の整備等を推進するものとする。

(平23条例12・旧第13条繰下・一部改正、令3条例13・一部改正)

(水環境の保全等)

第15条 市は、水環境の保全及び再生に資するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 多様な生物が生息し、生育し、又は繁殖するための良好な水辺地の確保
- (2) 人と水とのふれあいを図るための施設の整備
- (3) 水質の保全及び改善に資するための下水道施設の整備及び合併処理浄化槽の普及の促進

(平23条例12・追加)

(水循環の健全化等)

第16条 市は、水循環(水循環基本法(平成26年法律第16号)第2条第1項に規定する水循環をいう。)の健全化に資するよう、流域における水の貯留及びかん養機能の維持及び向上を図るために必要な施策の実施並びに流域の管理を行うために必要な体制の整備等による関係者相互の連携及び協力の推進に努めるものとする。

(平28条例23・追加、令3条例13・旧第15条の2繰下)

(気候変動への対応)

第17条 市は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが原因とされる地球温暖化を主要因とした気候変動に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(令3条例13・追加)

(教育及び学習の振興等)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に寄与する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成及び相互交流の機会の拡充並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実を図るものとする。

(平23条例12・旧第14条繰下、平28条例23・一部改正、令3条例13・旧第16条繰下)

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平23条例12・旧第15条繰下、令3条例13・旧第17条繰下)

(情報の提供)

第20条 市は、第18条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(平23条例12・旧第16条繰下・一部改正、令3条例13・旧第18条繰下・一部改正)

(調査の実施等)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

(平23条例12・旧第17条繰下、令3条例13・旧第19条繰下)

(市民等の意見の反映)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(平23条例12・旧第18条繰下、令3条例13・旧第20条繰下)

(財政上の措置)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平23条例12・旧第19条繰下、令3条例13・旧第21条繰下)

第4章 環境審議会

第24条 環境の保全及び創造に関する基本的事項その他必要な事項について調査審議するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 6 審議会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平23条例12・旧第20条繰下・一部改正、令3条例13・旧第22条繰下)

第5章 雑則

(平23条例12・追加)

(この条例の見直し)

第25条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、平成23年4月1日後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

(平23条例12・追加、令3条例13・旧第23条繰下)

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成8年7月25日規則第45号により平成8年8月1日から施行)

附 則(平成23年3月28日条例第12号)抄

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第23号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日条例第13号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○みどりの基本条例

平成23年3月28日

条例第13号

みどりの基本条例をここに公布する。

みどりの基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 みどりの基本計画(第9条・第10条)

第3章 みどりの保全及び創出のための基本的事項(第11条―第17条)

第4章 みどりの保全及び創出のための施策(第18条―第23条)

第5章 雑則(第24条・第25条)

附則

(平28条例24・令3条例14・一部改正)

本市は、三方を海に囲まれるとともに丘陵や斜面などのみどりにも恵まれ、この自然環境が本市の大きな魅力となっています。しかし、都市化の進行に伴って、かつてあった豊かなみどりが減少しており、その保全と創出の必要性が高まっています。

みどりは、地球環境の維持にとって重要であるとともに、自然環境の核となり、人を含む多くの生物の生命を支える基盤を形成するものです。さらに、自然とのふれあいの場や人々の交流の場の提供、美しい景観の形成、土砂流出の防止などの防災面における貢献等を通じて、私たちに心の安らぎや健康を与えています。このように、私たちは生きていくうえで、みどりから限らない恩恵を享受しています。

私たちは、かけがえのないみどりの重要性を認識し、自らの手でみどりを守り、つくり、育て、活かすために、それぞれの立場で協力し合い、みどり豊かな自然と調和し、そのみどりと親しむことのできる「みどりの中の都市」の実現を目指すとともに、みどりを将来の世代に継承するために、この条例を制定します。

(平28条例24・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるみどりの保全及び創出について基本理念を定め、市民、土地所有者等、事業者及び市の責務を明らかにし、並びにみどりの保全及び創出に関する

基本的な事項を定めることにより、みどり豊かな都市の実現とみどりの将来の世代への継承を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市のみどりに関する政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において「みどり」とは、樹木、草花等の植物並びに樹林地(樹木がまとまって生育している一団の土地をいう。以下同じ。)、草地、水辺地、田畑等の土地及び空間が単独又は一体となって良好な自然的環境及び自然的景観を形成しているオープンスペース並びに公園、広場、街路樹、民有地の庭等をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、市内の土地について所有権その他の権原を有する者をいう。

(基本理念)

第4条 みどりの保全及び創出は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) みどりは、すべての人にとってかけがえのない存在であり、将来にわたって継承すべきものとの認識に立つこと。
- (2) みどりは、多様な生物が生息し、生育し、及び繁殖する場所であることに配慮すること。
- (3) 市民、土地所有者等、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働を行うこと。
- (4) 土地所有者等の権利を尊重するとともに、公共の福祉との適切な調和を図ること。

(平28条例24・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、所有し、又は管理する土地又は施設において樹木、草花等を植栽し、又は維持するなど、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念に基づき、所有し、又は権原を有する土地における樹林

地等が土砂流出、倒木その他の災害を起こすことのないように、自らの責任においてみどりを適切な状態に維持管理し、かつ、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、地域のみどり豊かな環境が確保されるような社会貢献を行うなど、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づき、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、土地所有者等及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を尊重するとともに、市民等が参画できるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、みどりの保全及び創出について市民等の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

4 市は、みどりの保全及び創出のため、必要に応じて国及び他の地方公共団体との連携及び協力を行うよう努めなければならない。

第2章 みどりの基本計画

(みどりの基本計画の策定)

第9条 市長は、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、みどりの保全及び創出に関する基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、みどりの基本計画の策定を行うに当たっては、法第4条第3項に規定する計画のほか、次に掲げる計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。

(1) 環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)第9条第1項に規定する横須賀市環境基本計画

(2) その他本市のみどりに関する基本的な計画

3 みどりの基本計画には、次に掲げる事項を定める。

(1) みどりの保全及び創出についての目標

(2) みどりの保全及び創出についての施策に関する事項

(3) 法第4条第2項(第1号及び第2号を除く。)に規定する事項

- 4 市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、環境基本条例第24条第1項に規定する横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(平24条例1・令3条例14・一部改正)

(みどりの基本計画に基づく施策の実施等)

第10条 市長は、みどりの基本計画に定める施策を実施するときは、前条第2項に規定する各計画との調整及び連携を図るものとする。

- 2 市長は、みどりの基本計画に定める施策の実施に当たって必要があると認めるときは、審議会に意見を求めることができる。

第3章 みどりの保全及び創出のための基本的事項

(みどりの保全及び創出のための制度の整備及び施策の実施)

第11条 市は、みどりの保全及び創出のために必要な制度を整備し、及びその他の施策を実施するものとする。

(みどりの量及び質の確保)

第12条 市は、みどりの保全及び創出に関する制度の整備、施策の実施、調査、研究等を行うに当たっては、みどりの量を増加させるとともに、みどりの快適性、景観、利用及び活用並びに防災に対する配慮の重要性等のみどりの質の向上及びその継続を図るよう努めるものとする。

(施設の緑化の推進)

第13条 市は、みどり豊かな都市の実現を図るために、公園、道路、港湾その他の公共施設における緑化を推進するものとする。

(令3条例14・一部改正)

(公園等の活用の推進)

第14条 市は、市民の心身の健康増進、人々の交流促進及び活気あふれるまちづくりのために、公園等について、施設の特性に応じ適切な維持管理、運営管理及び整備を推進するものとする。

(令3条例14・追加)

(市民等への支援)

第15条 市は、市民等に対して、みどりの保全及び創出のために必要な支援を行うことができる。

(令3条例14・旧第14条繰下)

(調査の実施等)

第16条 市は、みどりの状況を把握するために必要な調査、研究等を適宜行い、みどりの保全及び創出に関する施策に反映させるものとする。

(令3条例14・旧第15条繰下)

(市民等への情報の発信)

第17条 市は、市民等がみどりに親しむこと及びみどりを活かすことを促進するために必要な情報を発信するものとする。

(平28条例24・追加、令3条例14・旧第16条繰下)

第4章 みどりの保全及び創出のための施策

(市街化区域内における樹林地の保全支援)

第18条 市は、市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域をいう。以下同じ。)における樹林地の保全を希望する土地所有者を支援するための制度を設けることができる。

(平28条例24・旧第16条繰下、令3条例14・旧第17条繰下)

(自然林の保全)

第19条 市は、市内に存在する自然状態の樹林を保全するための制度を設けることができる。

(平28条例24・旧第17条繰下、令3条例14・旧第18条繰下)

(みどりの寄附)

第20条 市は、良好なみどりを保全するため、土地所有者からの樹林地等の寄附を受けるための制度を設けることができる。

(令3条例14・旧第19条繰下)

(民有地の緑化支援)

第21条 市は、市街地の民有地における緑化を推進するため、市民等に必要な支援を行うことができる。

(令3条例14・旧第20条繰下)

(制度の活用)

第22条 市は、みどりの保全及び創出により、みどり豊かな市街地の形成、地域の良好な

環境の確保及びみどりの市民の利用への提供を図り、並びに市街地における限られた空間を効果的に利用した市民等による自主的な緑化の取組みを促進するため、法に規定する都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する各制度の活用に努めるものとする。

(平28条例24・一部改正、令3条例14・旧第21条繰下)

(その他の施策等)

第23条 市は、第18条から前条までに規定するもののほか、みどりの保全及び創出のために必要な制度を設け、措置を講じ、又は支援を行うことができる。

(平28条例24・一部改正、令3条例14・旧第22条繰下・一部改正)

第5章 雑則

(この条例の見直し)

第24条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

(令3条例14・旧第23条繰下)

(その他の事項)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(令3条例14・旧第24条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 緑地条例(昭和47年横須賀市条例第25号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行の際現に法第4条第1項の規定により定められている基本計画は、第9条第1項の規定により策定されたみどりの基本計画とみなす。

4 附則第2項の規定による廃止前の緑地条例第4条の規定によりなされた緑地等の指定の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成24年1月25日条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第24号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日条例第14号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

令和3年9月21日

条例第59号

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例をここに公布する。

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針(第9条)

第3章 地球温暖化対策に関する施策等(第10条―第17条)

第4章 雑則(第18条)

附則

三方を海に囲まれるとともに丘陵地や斜面地などのみどり豊かな横須賀の自然環境は、市民にとっての大きな魅力となっています。

しかし、近年、世界各地において生じている地球温暖化に起因するとみられる猛暑や短時間豪雨、農作物の不作、生態系の変化など、人々だけでなく地球全体に深刻な被害をもたらす気候変動の影響は、本市においても重大な脅威となっています。

このような危機的状況の中、国際条約であるパリ協定の発効により、世界は脱炭素社会の実現に向けて動き出しました。脱炭素社会への移行は、世界が一丸となって取り組むべき課題であり、世界の一員として横須賀に生きる私たちの使命でもあります。

これまで本市では、計画を策定し、低炭素社会の構築や気候変動への適応を推進してきたほか、令和3年1月には、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを目指す姿勢を示しました。

横須賀が誇るべき豊かな環境を未来へ継承し持続させていくためには、低炭素社会から脱炭素社会へ、これまで以上に大胆な変革が必要不可欠です。市民、事業者、市民団体、行政等のあらゆる主体が危機感を共有し、社会全体が二酸化炭素排出量実質ゼロとなる生活様式及び事業活動へと生まれ変わるとともに、長期に渡って地球環境に影響を及ぼすと考えられている気候変動に柔軟に適応していくことが求められます。

ここに、豊かな自然環境、良質な生活環境及び地域経済振興が共存した脱炭素社会への移行に向けた施策を実効性のあるものとし、市民、事業者、市民団体、行政等のあらゆる主体の責務に基づく役割を明確にし、併せて地球温暖化対策に不退転の覚悟で取り組むため、こ

の条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会への移行に向けた温室効果ガスの排出量の削減等及び気候変動適応策(以下「地球温暖化対策」という。)の推進について、行動の原則を基本理念として定め、市民、事業者及び市民団体(市民、事業者その他の団体又はこれらの者で組織する団体をいう。以下同じ。)並びに市の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会を実現し、自然環境の保全、生活の安定及び地域経済の発展を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市の地球温暖化対策に関する政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 二酸化炭素排出量実質ゼロ 人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。
- (2) 脱炭素社会 二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出量の削減等 温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化等地球温暖化の防止を図るための施策又は取組みをいう。
- (5) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得ることができるエネルギーをいう。
- (6) 気候変動適応策 気候変動(地球の大気組成を変化させる人の活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。以下同じ。)の影響に適切に対処するための施

策又は取組みをいう。

(基本理念)

第4条 脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 日常生活及び事業活動において、二酸化炭素排出量実質ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。
- (2) 市民、事業者及び市民団体並びに市が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務を自覚して積極的に取り組むこと。
- (3) 温室効果ガスの排出量の削減等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。
- (4) 気候変動適応策の推進に資する地域に存する多様な資源を有効に活用するとともに、気候変動適応策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、日常生活において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、その活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

2 環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された市民団体は、その活動を通じて、地球温暖化対策に関する市民及び事業者の理解が深まり、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働が促進される取組みを行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づき、脱炭素社会への移行のための総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとし、地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、

地球温暖化対策に関する活動への市民、事業者及び市民団体の参加及び協力を促し、これらの意見を適切に反映させるものとする。

- 2 市は、市民、事業者及び市民団体が脱炭素社会への意識及び関心を高め、地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう、社会的気運が醸成されるための取組みに努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、市の事務及び事業に関し、地球温暖化対策のために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針

第9条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、地球温暖化対策の具体的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの普及やエネルギーの使用の合理化の促進、温室効果ガスの排出量のより少ない移動手段の選択等、温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を推進すること。
- (2) 二酸化炭素の吸収作用及び固定作用を有する森林や藻場等の保全及び活用に関する施策を推進すること。
- (3) 地域の特性を踏まえ、気候変動の影響による被害の軽減又は回避に関する施策を推進すること。

第3章 地球温暖化対策に関する施策等

(地球温暖化対策実行計画)

第10条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため、脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策実行計画」という。)を策定するものとする。

- 2 地球温暖化対策実行計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 地球温暖化対策実行計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
 - (2) 温室効果ガスの排出量の削減等に関する具体的な施策
 - (3) 気候変動適応策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を推進するために必要な事項
- 3 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び市民団体の意見を反映するよう努めるとともに、環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)第22条第1項に規定する横須賀市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 市長は、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量並びに地球温暖化対策の実施状況及びその評価について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(再生可能エネルギーの普及の促進)

第11条 市は、再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 再生可能エネルギーの導入を促進するための施策

(2) 再生可能エネルギーである電気又は再生可能エネルギーである電気に相当するものとして環境価値が付与された電気の購入を促進するための施策

(3) 再生可能エネルギーに相当するその他のエネルギーの利用を促進するための施策
(エネルギーの使用の合理化)

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。)を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策

(2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策

(3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策

(4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

(移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減)

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を使用する者の公共交通機関、自転車及び徒歩その他温室効果ガスの排出量の削減に資する移動手段の利用への転換を促進するための施策

- (2) 温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
- (3) 電動車等(電気を全部又は一部の動力源とし、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車等をいう。)にエネルギーを供給する設備の設置を促進するための施策
- (4) 自動車等を使用する者が環境に配慮した運転を行うことを促進するための施策
(温室効果ガスの吸収源の利用)

第14条 市は、前3条に規定する温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を積極的に実施し、及び二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に資するため、市民、事業者及び市民団体の森林や藻場の二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する理解が深まるよう取り組むとともに、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 森林の適切な保全及び整備並びに市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策
- (2) 藻場の再生、保全及び活用等を推進するための施策
- (3) 地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者の温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策
(気候変動への適応)

第15条 市は、次に掲げる気候変動適応策を重点的かつ効果的に推進するものとする。

- (1) 気候変動の影響を踏まえた水害その他の自然災害の予防及び市民啓発を図る施策
- (2) 気候変動の影響を踏まえた熱中症の予防及び市民啓発を図る施策
- (3) 気候変動の影響に関する情報の収集並びに効果的な気候変動への適応に関する調査及び研究
(広域的な連携)

第16条 市は、市民、事業者及び市民団体、国、他の地方公共団体及び関係行政機関並びに大学その他の教育研究機関と広域的に連携し、及び協働して、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、脱炭素社会への移行に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(この条例の見直し)

第18条 この条例は、その運用状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。



議題（1）

④ 横須賀市 環境基本計画2030の 見直しについて

1 横須賀市環境基本計画2030の概要

(1) 策定の経緯

- ① 平成8年3月 環境基本条例 制定
- ② 平成10年10月 環境基本計画（第1期）策定
- ③ 平成15年3月 環境基本計画（第1期）改定
- ④ 平成23年3月 環境基本計画（2011～2021）策定
- ⑤ 平成28年3月 環境基本計画（2011～2021）改定
- ⑥ 令和4年3月 環境基本計画2030 策定

計画期間
平成10年度～平成22年度（13年間）

計画期間
平成23年度～令和3年度（11年間）

(2) 計画の期間

2022年度（令和4年度）から2029年度（令和11年度）までの8年間

* 上位計画「YOKOSUKAビジョン2030」（横須賀市基本構想・基本計画）との整合を図る

(3) 計画の体系

環境像

└ 基本目標

└ 施策の柱

└ 施策の方向性



リーディングプロジェクト

(4) 基本目標達成の目安となる指標

分野別計画の数値目標と庁内調整をベースに設定

2029年度（令和11年度）指標	
1	■ 緑被率（みどりの総量）の維持・向上をめざします：54.5% ■ 近郊緑地保全区域を維持します：1,012ha ■ 都市公園面積を維持し、適切な配置をめざします：571ha
2	■ 公共施設における電気の再生可能エネルギー化を推進します：50% ■ エネルギー消費量の削減をめざします：2013年度比18%削減 ■ 温室効果ガス排出量の削減をめざします：2013年度比43%削減
3	■ ごみの排出量を削減します：111,222 t（2020年度比11.4%削減） ■ ごみの資源化率を向上します：33.6%（2020年度比0.1%向上）
4	■ 大気に関する環境基準を達成します（光化学オキシダントを除く）：100% ■ 水質に関する環境基準を達成します（BOD・COD）：100% ■ 生活排水処理率の向上をめざします：98% ■ 騒音に関する環境基準を達成します：100% ■ ダイオキシン類に関する環境基準を達成します：100%
5	■ 環境教育指導者登録数の増加をめざします ■ 里山ボランティア加入者の増加をめざします ■ 市内の小学校で自然体験学習の機会を提供します：40校（年間5校） ■ 環境教育・環境学習のカリキュラムの充実を図ります



計画の体系（計画書p.30～p.31）

2 横須賀市環境基本計画2030の見直し

(1) 本市の他の計画の状況

①同時に見直し・策定

- ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン
- 横須賀市みどりの基本計画

②その他の分野別計画・関連計画の動き

- 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画……令和6年3月に「食品ロス削減推進計画」を策定
- 横須賀市都市計画マスタープラン……令和7年3月に見直し計画を公表予定

(2) 計画の見直し時期について

本市を取り巻く環境や、経済・社会情勢の変化をはじめ、本計画の基礎的条件に変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。（計画書 p.3参照）

**他の計画との整合を図るため見直しや策定の状況を確認したうえで、
指標や施策の方向と実現に向けた取り組みなどの見直しを検討**

3 計画見直しスケジュール（予定）

令和6年度

令和7年1～2月 ● 第83回環境審議会（計画見直しの方向性）

令和7年度

令和7年5月 ● 第84回環境審議会（計画素案）

令和7年8月 ● 第85回環境審議会（計画案）

令和7年10月 ● 第86回環境審議会（**委員改選・委嘱**）
◇ パブリック・コメント手続

令和7年12月 ● 第87回環境審議会
（パブリック・コメント手続結果報告、計画最終案、**答申**）

令和8年2月 ● 第88回環境審議会（庁内照会等による修正報告）

令和8年3月 ◇ 計画（改定版）の公表

第82回横須賀市環境審議会

「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」の 見直しについて

令和6年10月3日（木）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 計画の概要

- (1) 計画策定の経緯
- (2) 計画の概要
- (3) 計画期間と目標年度

2. 計画見直しの背景

- (1) 国内の動向
- (2) 国際的な動向

3. 計画見直しのポイント

4. 今後のスケジュール

1. 計画の概要

(1)計画策定の経緯

- 令和3年(2021年)1月に「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を表明、同年10月に「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」を施行
- 上記を踏まえ、脱炭素社会への移行に向けた令和4年度(2022年度)からの新計画「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」を策定

(2)計画の概要

- 温対法に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編及び事務事業編)」に位置付け
- 気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付け
- 「横須賀市環境基本計画2030」の分野別計画に位置付け

1. 計画の概要

(3)計画期間と目標年度

- 計画期間

令和4年度(2022年度)～令和11年度(2029年度)

- 市域施策編

中期目標：基準年度比で、令和11年度(2029年度)に43%削減

長期目標：2050年度に、二酸化炭素排出量実質ゼロ

- 事務事業編

削減目標：基準年度比で、令和11年度(2029年度)に52%削減

⇒令和6年度以降に実施する予定の照明のLED化等の取り組みによる効果を見込み、事務事業編の削減目標を令和5年度末に見直した(42%→52%へ上方修正)

※基準年度は、市域施策編・事務事業編ともに平成25年度(2013年度)

2. 計画見直しの背景

(1)国内の動向

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正(令和6年3月)
- 「気候変動適応法」の改正(令和5年5月)
- 「神奈川県地球温暖化対策計画」の改定(令和6年3月)
- 国の「地球温暖化対策計画」の見直しが進められている

(2)国際的な動向

- IPCC 第6次評価報告書統合報告書(令和5年3月)
- COP28の開催(令和5年11月～12月)

3. 計画見直しのポイント

以下の点を中心に見直しの議論を進めたい

- 削減目標の見直し

- ・ 市域施策編について、削減目標の見直しを検討

⇒ 計画の進捗状況を把握する指標についても、現状に則した目標値への見直しや、新たな取り組みの追加等も、併せて検討する

- 法改正等に則した内容への見直し

- ・ 計画策定後に改正のあった温対法や気候変動適応法、建築物省エネ法等への対応

⇒ 熱中症特別警戒アラート等に関する記載の追加だけでなく、新たな取り組み(促進区域の設定等)についても検討

4. 今後のスケジュール（予定）

条例と同様、部会を中心に以下のスケジュールで審議

令和 6 年度	令和 6 年12月	● 温暖化対策推進部会
	令和 7 年 1 ～ 2 月	● 第83回環境審議会
令和 7 年度	令和 7 年 5 月	● 第84回環境審議会
	令和 7 年 8 月	● 第85回環境審議会
	令和 7 年10月	● 第86回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）手続
	令和 7 年12月	● 第87回環境審議会（答申） PC手続結果報告、計画見直し最終案
	令和 8 年 3 月	◇ 計画見直しを市議会へ報告
令和 8 年度	令和 8 年 4 月	◇ 運用開始

随時
部会開催
(約 3 回)

**「みどりの基本条例」の見直し及び
「みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」の策定について**

1 条例見直し・計画策定の方向性

(1) みどりの基本条例（現行条例：R4.3 改正）

⇒ 広くご意見をいただき、検討したい

(2) みどりの基本計画・生物多様性地域戦略（現行計画：H28.3 策定・R4.3 見直し）

○ 現行のみどりの基本計画の改定に加え、生物多様性基本法に基づく目標・施策を設定することで、生物多様性地域戦略を統合した新たな計画を策定する。

① 「基本理念」「みどり・生物多様性の将来像」「目標」

⇒ 広くご意見をいただき、検討したい

② 「基本方針」「推進施策」

⇒ 以下、「2」を見直しにおける背景等と捉えていることからこれらも踏まえ、広くご意見をいただき、検討したい

2 計画策定の背景

(1) 社会情勢の変化（人口減少、少子高齢化の進行等）

▽ 人口減少：37.2 万人

【参考】ピーク時 43.5 万人（H4 時点）

▽ 65 歳以上の割合：横須賀市 31.8%

【参考】神奈川県内 25.9%（R6 現在）

(2) 関連法令との整合：

① 都市緑地法

【法改正の概要】

- ・ 都市緑地の保全（樹林地の機能維持増進）
- ・ 国・県が策定する基本方針及び広域計画を勘案したみどりの基本計画の策定

② 生物多様性基本法

【法律の概要】

- ・ 国が策定する国家戦略、県が策定する地域戦略に即した計画の策定
- ・ 自然環境の保全・再生

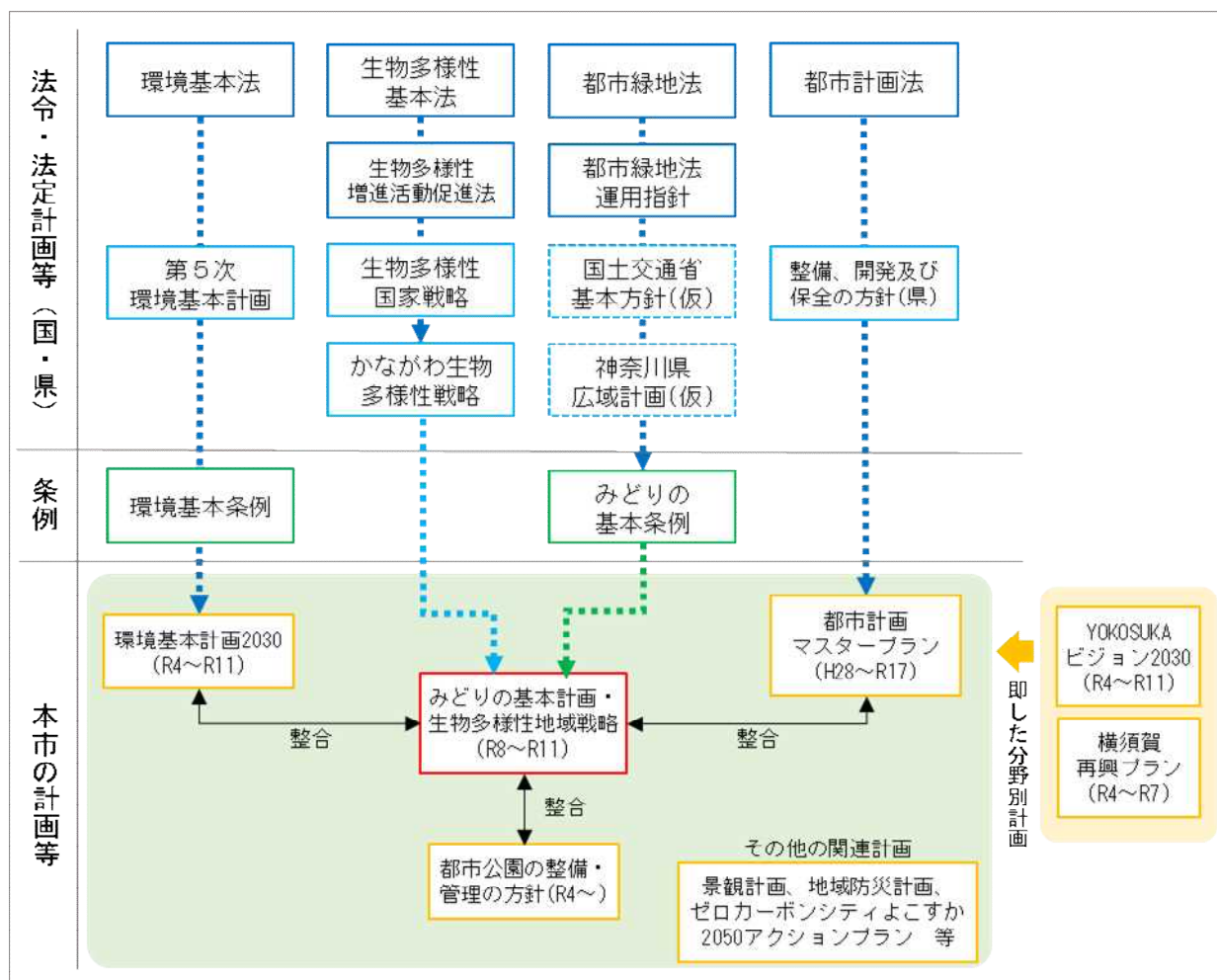
(3) その他

- ・ グリーンインフラ関連施策の検討
- ・ SDGs への取り組み（気候変動、持続可能な都市、陸上資源など）
- ・ ネイチャーポジティブに向けた取り組み
- ・ OECM、自然共生サイト

3 新規計画の基本的事項について

(1) 計画の位置づけ

本計画は、下図の各法令・計画に即し、整合を図った計画とします。



(2) 計画の期間

計画の目標年度は横須賀市総合計画の目標年度に合わせて令和 11 年度までの 4 年間とし、令和 12 年度に横須賀市総合計画の新規計画に即した新たな計画を策定します。

計画の名称	年度	R4	5	6	7	8	9	10	11	12
みどりの基本計画	現行計画									
みどりの基本計画・ 生物多様性地域戦略										計画改定
総合計画 YOKOSUKAビジョン2030	現行計画 (R4~R11)									次期計画

(3) 対象区域

本計画の対象区域は、横須賀市全域とします。